

# 母子父子寡婦福祉資金貸付金のご案内

## 【問合せ先】

鳥取市役所 こども未来課

鳥取市富安二丁目138番地4

（鳥取市役所駅南庁舎1階）

電話 0857（30）8239

母子父子寡婦福祉資金の貸付制度は、母子父子寡婦家庭等の経済的自立を図る制度として法律（「母子及び父子並びに寡婦福祉法」）に基づき昭和28年から実施されています。この資金は、皆さまが借り入れた資金の償還（返済）金等を財源として運営されています。

鳥取市役所健康こども部こども家庭局こども未来課

# 目 次

- 1 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者と種別 . . . . . P.1
- 2 母子父子寡婦福祉貸付金一覧表 . . . . . P.2~3
- 3 貸付申請から貸付終了まで . . . . . P.4~5
- 4 償還（返済）の開始から終了まで . . . . . P.6
- 5 連帯借主、連帯保証人の責任について . . . . . P.7
- 6 借主、連帯借主、連帯保証人に変動があったとき . . . . . P.8

# 1 母子父子寡婦福祉資金の貸付対象者と種別

## (1) 母子・父子福祉資金の貸付対象者

ア 母子家庭の母、父子家庭の父

\* 母子・父子家庭とは、配偶者のない女子または男子とその扶養する 20 歳未満の児童からなる家庭をいう。

イ 母子家庭の母または父子家庭の父が扶養する児童

ウ 父母のない児童（20歳未満の者）

\* 上記イ、ウは就学支度資金、修学資金、就職支度資金、修業資金、医療資金（イのみ対象）の貸付に限る。

## (2) 寡婦福祉資金の貸付対象者

ア 寡婦（配偶者のない女子で、かつて母子家庭の母であった者）

イ 40歳以上の配偶者のない女子で、母子家庭の母及び寡婦以外の者

## (3) 資金の種別

資金種類	貸付対象	概要
事業開始資金	・母子家庭の母・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械、材料等の購入資金
事業継続資金	・母子家庭の母・父子家庭の父 ・寡婦 ・母子・父子福祉団体	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金（事業継続のための運転資金。事業等で生じた債務の返済は対象外）
修学資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金
技能習得資金	・母子家庭の母・父子家庭の父 ・寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金（例：訪問介護員（ホームヘルパー）、ワープロ、パソコン、栄養士等）
修業資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金
就職支度資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 ・父母のない児童 ・寡婦	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金
医療介護資金	・母子家庭の母又は児童 ・父子家庭の父又は児童 （介護の場合は児童除く） ・寡婦	医療又は介護保険給付に係るサービスを受けるために必要となる経費 医療…医療費の自己負担分、通院のための最小限の交通費等 介護…介護サービス費の自己負担分、償還払いとなる立て替え分
生活資金	・母子家庭の母・父子家庭の父 ・寡婦	・知識技能習得の間 ・医療・介護を受けている間 ・離職した日の翌日から 1 年以内 ・母子家庭又は父子家庭になって 7 年未満 ・失業中 いずれかに該当する場合で生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金
住宅資金	・母子家庭の母・父子家庭の父 ・寡婦	住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金
転宅資金	・母子家庭の母・父子家庭の父 ・寡婦	住居を移転するために必要な経費（賃貸借契約上入居に必要な費用。敷金、前家賃等。引越費用は特別な事情がある場合を除き原則不可）
就学支度資金	・母子家庭の母が扶養する児童 ・父子家庭の父が扶養する児童 ・父母のない児童 ・寡婦が扶養する子	小学校、中学校、高等学校、大学、大学院、短大、高等専門学校及び専修学校に就学、修業若しくは厚生労働大臣が定める修業施設への入所に際し必要な資金（直接必要な被服、履物等、入学金）
結婚資金	・母子家庭の母 ・父子家庭の父 ・寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する 20 歳以上の子の婚姻に際し必要な経費（挙式、披露宴等のための経費、家具什器等の購入費）

\* 修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金については、児童本人に対して貸し付けることができます。但し、貸し付けるに当たっては様々な要件がありますので、詳細については、当課までお問い合わせください。

\* 貸付限度額は一覧表（P.2、3）のとおりです。

母子父子寡婦福祉資金貸付金一覧表

(令和7年4月1日以降適用)

資金種別	貸付対象者	内 容 (貸付期間)	貸付限度額							据置期間	償還期限				
			個人	3,580,000 円	1%	貸付の日から 1年	据置期間経過後 7年以内								
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	事業を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	個人	3,580,000 円	1%	貸付の日から 1年	据置期間経過後 7年以内								
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現在営んでいる事業を継続するのに必要な商品、材料等を購入する運転資金	個人	1,790,000 円	1%	貸付の日から 6か月	据置期間経過後 7年以内								
修学資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高等学校、大学、高等専門学校又は専修学校に就学させるための授業料、書籍代、交通費等に必要な資金 <就学期間中>  ※児童扶養手当法施行令第4条に定める計算方法で算出した前年所得が692万円(年収目安900万円)を超える場合は、別とする。	一般分月額(円)							無利子	当該学校卒業後 6ヶ月	据置期間経過後 20年以内(専修学校一般課程は5年以内)			
			高校・専修(高等)	国公立	自宅	27,000	27,000	27,000							
					自宅外	34,500	34,500	34,500							
				私立	自宅	45,000	45,000	45,000							
					自宅外	52,500	52,500	52,500							
				高専	国公立	自宅	31,500	31,500	31,500				67,500	67,500	
					自宅外	33,750	33,750	33,750	76,500				76,500		
					私立	自宅	48,000	48,000	48,000				98,500	98,500	
					自宅外	52,500	52,500	52,500	115,000				115,000		
					専修(専門)	国公立	自宅	67,500	67,500				67,500	67,500	
					自宅外	78,000	78,000	78,000	78,000						
						私立	自宅	89,000	89,000				89,000		
					自宅外	126,500	126,500	126,500	126,500						
					短大	国公立	自宅	67,500	67,500						
					自宅外	96,500	96,500								
						私立	自宅	93,500	93,500						
					自宅外	131,000	131,000								
					大学	国公立	自宅	71,000	71,000				71,000	71,000	71,000
					自宅外	108,500	108,500	108,500	108,500				108,500	108,500	
						私立	自宅	108,500	108,500				108,500	108,500	108,500
		自宅外	146,000	146,000	146,000	146,000	146,000	146,000							
			専修(一般)	54,000	54,000										
			大学院	修士課程	132,000	132,000									
				博士課程	183,000	183,000									
			※特例加算あり(児童扶養手当額) ※大学の5,6年は、医学部、薬学部のみ												
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内)	一般	月額	68,000 円	1%	習得期間満了後 1年	据置期間経過後 20年以内							
			特別	一括	816,000 円 (自動車運転免許取得) 460,000 円	無利子									
修業資金	母子家庭の母が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20歳以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し又は就職するために必要な知識技能を習得するために必要な資金(知識技能を習得する期間中5年を超えない範囲内)	月額	68,000 円 (自動車運転免許取得) 460,000 円 ※特例加算あり(児童扶養手当額)	無利子	習得期間満了後 1年	据置期間経過後 20年以内								

就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦 母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童	就職するために直接必要な被服、履物等及び通勤用自動車等を購入する資金	110,000 円 通勤のために自動車の購入が必要と認められる場合 340,000 円 (うち自動車購入費 230,000 円)				1%	貸付の日から 1年	据置期間経過後 6年以内
			無利子						
			児童・無利子						
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子家庭の児童 父子家庭の児童 (介護の場合は児童を除く) 寡婦	医療又は介護を受けるために必要な資金(当該医療または介護を受ける期間が1年以内の場合に限る)	医療 一般	340,000 円	1%	医療又は介護を受ける期間終了後6ヶ月	据置期間経過後 5年以内		
			特別	480,000 円					
			介護	500,000 円	無利子				
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能習得期間の生活補給資金(3年以内)	月額 141,000 円 (生計中心者以外の者 月額70,000円)	保証人 有りは 無利子 保証人 なしは 1.0%	知識技能習得期間終了後6ヶ月	据置期間経過後 20年以内			
		医療及び介護を受けている期間の生活補給資金(1年以内)	月額 114,000 円 (生計中心者以外の者 月額70,000円)						
		母子(父子)家庭となって7年未満の生活補給資金	月額 114,000 円 (合計 2,736,000円限度) (生計中心者以外の者 月額70,000円) ※養育費取得のための裁判費1,236,000円限度						
		失業期間中の生活補給資金(離職した日の翌日から1年以内)	月額 114,000 円 (生計中心者以外の者 月額70,000円)						
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	現に居住し、かつ原則として所有する住宅を建設し、購入し、補修し、保全し、改築し、又は増築するのに必要な資金	1,500,000 円 (特別な場合 2,000,000 円)			1%	貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 6年以内(特別な場合は7年以内)	
			無利子						
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住居移転に伴う住居の賃借に際し必要な資金	260,000 円			1%	貸付の日から 6ヶ月	据置期間経過後 3年以内	
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童(20以上の子含む) 父子家庭の父が扶養する児童(20以上の子含む) 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	児童(子)が就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小 学 校	64,300 円	無利子	卒業後6か月	据置期間経過後 5年以内		
			中 学 校	81,000 円					
			高校・高専・専修学校	自宅通学 150,000 円				自宅外通学 160,000 円	
			私立の高校 専修学校(高等課程)	自宅通学 410,000 円				自宅外通学 420,000 円	
			大学・短大、専修 学校(専門課程)	国公立 自宅通学 410,000 円				自宅外通学 430,000 円	
				私 立 自宅通学 580,000 円				自宅外通学 590,000 円	
			大学院	国公立				380,000 円	
				私 立				590,000 円	
			修業施設等	自宅通所 272,000 円				自宅外通所 282,000 円	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子(父子)家庭の母(父)が扶養する児童(20以上の子含む)、寡婦が扶養する子の婚姻に際し必要な資金	結婚する子1人につき 330,000 円			1%	貸付の日から 6か月	据置期間経過後 5年以内	
			無利子						

※貸付資金ごとに貸付要件を定めています。また、母子・父子福祉団体(複数の母子家庭の母等の共同企業を含む。)への貸付も行っています。詳しくは、お住まいの市町村役場又はお住まいの地域の県総合事務所福祉保健局へお問合せください。

※貸付の決定に当たっては、実際に必要となる経費等を確認した上で、上記限度額の範囲内で返済可能な額をお貸しすることとしています。

※貸付金は、原則無利子です。ただし、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金以外の資金で、連帯保証人を立てない場合は、年1.0%の利子が課せられます。

※償還等について

償 還：年賦、半年賦、月賦いずれも可能で、繰上償還もいつでもできます。

違 約 金：年賦、半年賦、月賦いずれの場合でも、その指定日に償還しなかった時は、その翌日から納入した当日までの日数を計算し、元金についての違約金を徴収します。(R2.3.31までは5.0%、R2.4.1以降は3.0%)

### 3 貸付申請から貸付終了まで ～資金を借りるときの手続き～

#### (1) 貸付申請まで

この資金の貸付についての相談は、こども未来課の母子・父子自立支援員が担当します。  
貸付申請書等必要書類は、こども未来課(駅南庁舎 1 階 3 番窓口)に備え付けてあります。

#### ○すべての資金で必要な提出書類

- ア 貸付申請書
- イ 資格確認書(民生委員の確認) ※省略できる場合があります。
- ウ 申請者の戸籍謄本(離婚日の記載のあるもの) ※謄本:戸籍内全員を記載
- エ 住民票謄本(ウの戸籍謄本に児童が記載されていない場合のみ)
- オ 連帯保証人の所得課税証明書(連帯保証人が必要な場合のみ)

#### ○各資金で必要な提出書類 \*様式は鳥取市母子福祉資金等貸付・償還事務取扱要領に定める。

事業開始資金	事業計画書等(見積書等添付) <様式3号等>
事業継続資金	事業計画書等(見積書等添付) <様式3号等>
修学資金	在学証明書又は合格通知書等 <様式4号等> (修学に必要な費用が確認できる書面 ~ 学校案内、見積書等)
技能習得資金	技能習得している機関の在所証明(運転免許取得の場合:事業主又は自動車学校長の証明) <様式5号等> (必要な費用が確認できる書面 ~ 機関案内、見積書等。)
修業資金	修業している機関の在所証明書(運転免許取得の場合:事業主(採用証明書)又は卒業予定高校等の学校長の証明) <様式5号等>
就職支度資金	就職が決定したこと、又は就職していることを証する就職先の証明書(自動車購入の場合は見積書も添付) <様式6号等>
医療介護資金	認定診断書、介護サービスの利用者負担額等の分かるもの等<様式7号等> (医療に要する期間及びその期間中の概算医療費(患者負担となるものに限る)を記載した医師等の診断書、又は介護に要する期間及び介護サービス利用票別表等利用者負担等が記載された書面の写し等)
生活資金	失業中の者について、公共職業安定所長交付の受給資格者証 (必要な費用が確認できる書面 ~ 生活費の収支状況等)
住宅資金	住宅補修等計画書等(平面図、見積書等添付) <様式8号等>
転宅資金	転宅証明書等 <様式9号等> (住宅を移転するために必要な住宅の賃貸をすることを証する書面)
就学支度資金	在学証明書又は合格通知書(小・中については所得税非課税であることを証する書類) <様式4号等>
結婚資金	婚姻(予定)証明書等 <様式10号等> (必要な費用が確認できる書面 ~ 見積書等)

○児童が借主の場合(修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金に限る。)

母子(父子・寡婦)福祉資金貸付申請同意書<様式14号>、及び同意者の印鑑証明書が必要。

#### (2) 実地調査等

資金貸付の必要性等を確認するため、担当職員が借主、連帯借主及び連帯保証人に面接、電話等による調査を行います。この際に資金計画並びに他金融機関からの借入状況等をお聞きしますので、正確な回答をお願いします。

実際の貸付にあたっては、さらに詳細な基準及び各資金に応じた添付書類等が必要な場合がありますので、母子・父子自立支援員等に事前にご相談ください。

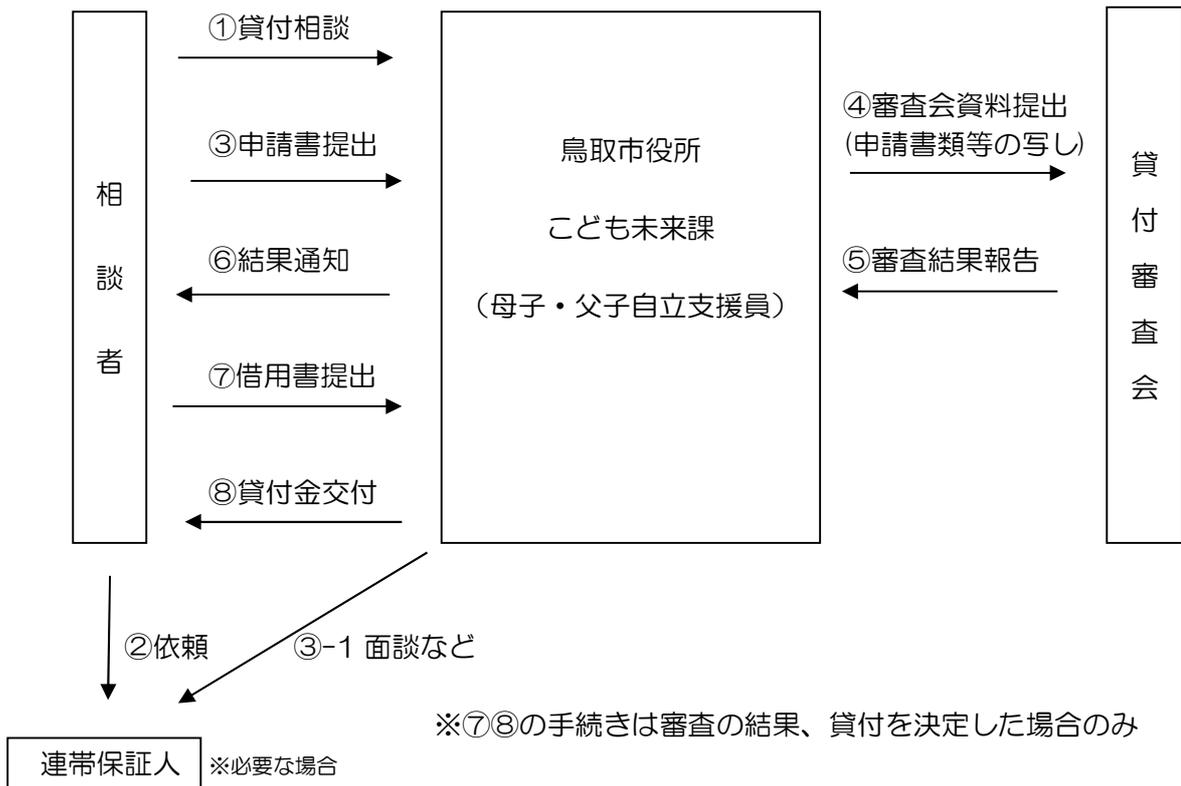
《お問い合わせは…》

鳥取市役所こども未来課育成係(駅南庁舎 1 階 3 番窓口)

鳥取市富安二丁目138番地4

電話:0857(30)8239

【手続きの流れ】



(3) 貸付審査会、決定後の提出書類

ことども未来課に提出された貸付申請書については、貸付審査会で審査を行います。貸付審査会后に貸付決定通知書（又は不承認通知書）を送付しますので、貸付決定となった場合には、ことども未来課に借用書等を持参してください。

《貸付決定通知書到着後の提出書類》

借用書	申請者及び連帯保証人（※）の実印を押印する。 ※連帯保証人が必要な場合のみ。
印鑑証明書	申請者及び連帯保証人（※）の印鑑証明書。 ※連帯保証人が必要な場合のみ。
口座振込依頼書	銀行振込を希望する場合に記入する。

#### (4) 資金の交付

鳥取市役所が借用書を受理した後、約2週間で資金が交付されます。

生活資金については毎月交付し、修学資金、修業資金、技能習得資金については、半期ごとに在学状況を確認の上、4月及び10月中旬に継続貸付分の資金が交付されます。

資金の交付は原則として口座振込により行います。

#### (5) 貸付終了後の提出資料

次の資金を借り受けられた方は、貸付終了後、所要の添付書類とともに事業完了届（様式第17号）を提出してください。

- |                       |                      |
|-----------------------|----------------------|
| (ア) 事業開始資金            | (オ) 就職支度資金(通勤用自動車購入) |
| (イ) 事業継続資金            | (カ) 住宅資金             |
| (ウ) 技能習得資金(自動車運転免許取得) | (キ) 転宅資金             |
| (エ) 修業資金(自動車運転免許取得)   | (ク) 結婚資金             |

#### (6) 据置期間

貸付期間終了後、資金の種類に応じて据置期間が決められています。据置期間は利子等の計算期間には含まれません。

## 4 償還（返済）の開始から終了まで ～ 資金を返すときの手続 ～

#### (1) 償還（返済）の開始

貸付期間、据置期間が終了すると、償還（返済）期間が始まります。

償還開始の約1ヶ月前に借主に払込期日をお知らせします。

\* 償還（返済）期間が始まりましたら、納期限毎に納入通知書を送付します。

\* 納入通知書は返済該当月の中旬にお届けしますので、期限（月末）までに金融機関の窓口で払込をしてください。

\* 口座振替による自動振替もご利用いただけます。

#### <口座振替について>

償還（返済）金の返済は、口座振替のご利用が便利です。口座振替の手続きをしていただくと、銀行口座等から自動的に振替をすることができ、銀行窓口へ行く手間が省けます。

手数料は不要ですので是非ともご利用ください。（ご希望の方は、依頼書をお渡しします。）

#### <連帯借主、償還者の変更について>

修学資金、修業資金、就職支度資金、就学支度資金は母・父又は、児童が借主になれます。

母・父が借主となった場合であっても、**児童は、借主と同じ債務を負う「連帯借主」とならなければなりません。**

母・父が借主の場合でも償還者変更届を提出していただければ、児童を償還者（主たる返済者）にすることもできますので、ご相談ください。

(2) 繰上償還（返済）

償還（返済）の途中で残額を一度に返済することや、数か月分・数年分をまとめて返済することができます。お気軽にご相談ください。

(3) 償還（返済）の終了

償還（返済）が終了しましたら、貸付のときに提出していただいた借用書を返却します。

注意！ 償還（返済）を滞納すると…

定められた納入期限までに入金がなかった場合、次のとおり手続きを進めます。

(1) 督促

借主、連帯借主（連帯借主がいる場合）に、文書、電話のほか、自宅への訪問、面接などにより、お支払いいただくよう督促します。

それでも入金がない場合、連帯保証人がいる場合は連帯保証人にも同様に催告を行います。

（「5 連帯借主、連帯保証人の責任について」参照）

(2) 法的措置

(1) の措置以降も入金がない場合は、裁判等の法的措置をとらせていただきます。

(3) 違約金の徴収

納入期限の翌日から実際に支払われた日まで、年利3%の違約金を支払っていただきます。

## 償還（返済）金は納入期限内に納めてください！

この資金は、皆さんの償還金等をもとに運営されています。滞納されますと、制度そのものが成り立たなくなります。償還金は必ず期限内に納めてください。

## 5 連帯借主、連帯保証人の責任について

### 《連帯借主の責任》

(1) 修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金の貸付については、借主のほかに修学等をする本人が「連帯借主」（連帯債務を負担する借主）として契約に加わっていただきます。

(2) 連帯借主は、借主と同じ立場ですので、資金の返済について、借主を経由することなく直接支払いを請求されることがあります。

### 《連帯保証人の責任》

(1) 資金の種別によっては貸付を受ける際に連帯保証人が必要になります。

(2) 連帯保証人は借主、連帯借主と同じ立場であり、借主、連帯借主が返済を行わない場合、借主、連帯借主と同じ支払い義務を負います。

(3) 連帯保証人の死亡又は民法に規定する保証人の条件を欠くこととなった場合、借主、連帯借主は、連帯保証人死亡（欠格）届を鳥取市長に提出しなければなりません。

(4) 連帯保証人が借主等、連帯借主に代わって支払いを行った場合には、連帯保証人は借主、連帯借主に対して、自分が支払った範囲の額を支払うよう求めることが出来ます。（借主、連帯借主は法律上の責任を逃れることはできません。）

## 6 借主、連帯借主、連帯保証人に変動があったとき

貸付決定の後、償還（返済）終了までに次のようなことがありましたら、必ず、鳥取市役所こども未来課までご連絡ください。（別途、届出等の手続きが必要になります。）

なお、必要に応じて借主に変動状況確認の問い合わせをします。

### 《借主（連帯借主）に変動があった場合》

- (1) 氏名又は名称に変更があったとき。〈様式 11 号〉
- (2) 住所又は所在地に変更があったとき。〈様式 11 号〉
- (3) 死亡したとき。〈様式 15 号〉

### 《連帯保証人に変動があった場合》

- (1) 氏名又は住所に変更があったとき。〈様式 11 号〉
- (2) 死亡したとき。〈様式 16 号〉
- (3) 民法の規定による保証人の条件を満たさなくなったとき。〈様式 16 号〉

### 《貸付期間中に次のような変動があった場合》

※貸付が停止となりますので速やかにご連絡ください。

#### 修学資金、修業資金

- (1) 借主である配偶者のない女子・男子が、貸付けにより修学（修業）をしている者を扶養しなくなったとき。〈様式 14 号〉
- (2) 貸付けにより修学（修業）をしている者が、修学（修業）をやめたとき。〈様式 14 号〉
- (3) 貸付けにより修学をしている者が、休学したとき。〈様式 12 号〉  
（復学したときもご連絡ください。〈様式 13 号〉）
- (4) 借主である配偶者のない女子・男子が配偶者のない女子・男子でなくなったとき。  
〈様式 14 号〉
- (5) 借主が市外に転出するとき（連帯借主が市内に居住している場合を除く）。  
〈様式 14 号〉

#### 技能習得資金、生活資金

- (1) 借主が配偶者のない女子・男子でなくなったとき。〈様式 14 号〉
- (2) 借主が扶養しているすべての者が児童でなくなったとき。〈様式 14 号〉
- (3) 借主が児童を扶養しなくなったとき。〈様式 14 号〉
- (4) 借主が技能習得をやめたとき。〈様式 14 号〉
- (5) 借主が市外に転出するとき（技能習得資金にあっては連帯保証人が市内に居住している場合を除く）。〈様式 14 号〉

\*様式は、鳥取市母子福祉資金等貸付規則に定める。